

令和 7 年度
仙台市地域中核企業輩出集中支援事業
支援先企業 募集要領

令和 7 年 4 月

仙台市経済局産業政策部 中小企業支援課

【問合せ先】

仙台市経済局産業政策部 中小企業支援課

電話番号：022-214-7338

Eメール：kei008040@city.sendai.jp

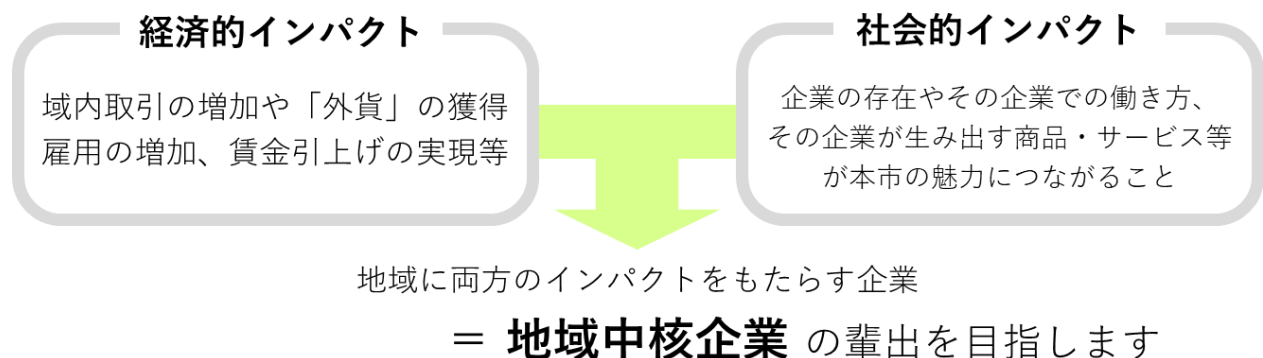
目 次

1	目的	2
2	支援内容	2
3	申請要件	4
4	申請方法	6
5	選考について	7
6	その他の注意点	8

1 目的

仙台市では、外貨獲得や域内取引・雇用の増加、賃金引上げ等の実現により地域に経済的インパクトをもたらすことに加え、その企業の存在やその企業での働き方、その企業が生み出す商品・サービス等が地域に活力を与え本市の魅力となるような社会的インパクトをもたらす企業を「**地域中核企業**」と定義し、仙台市内を拠点に活躍する地域中核企業を数多く輩出したいと考えています。

本事業は、市内中小企業が地域中核企業としての成長を実現するための最長 3 年間の短期集中的な支援を行うことで、地域中核企業の輩出を達成し、地域経済の活性化及び仙台市の都市としての魅力・競争力の向上を目指します。



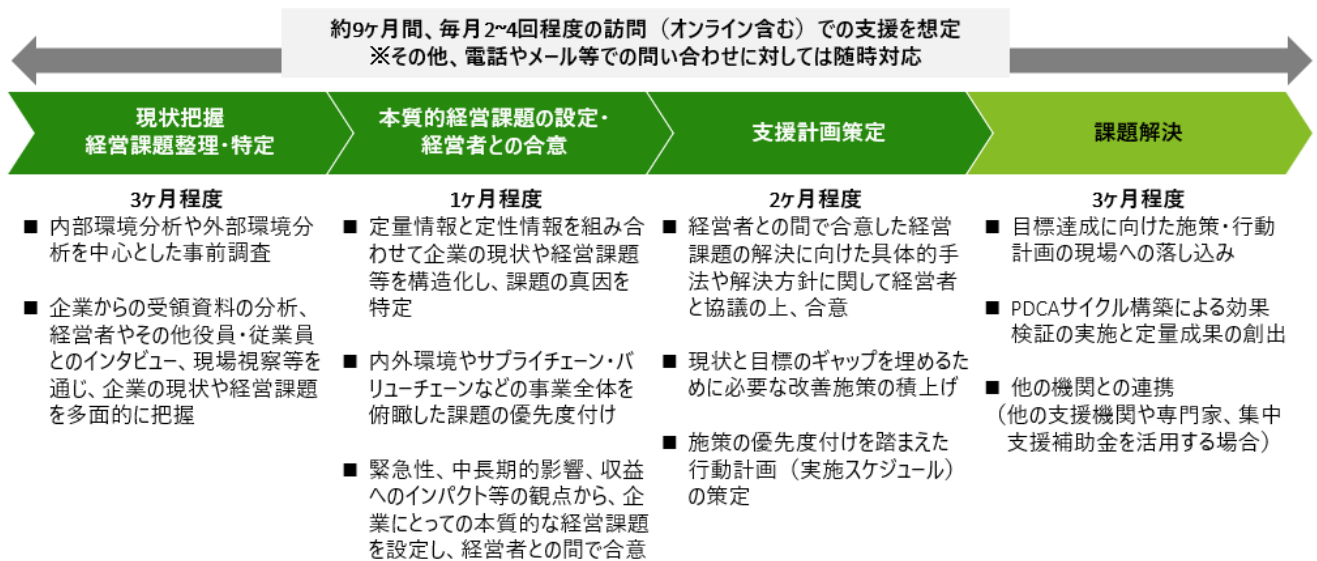
2 支援内容

仙台市内に本店を有し、地域中核企業としての成長意欲を持つ中小企業のうち最大 5 社を本事業の支援先企業として選定し、最長 3 年間*の短期集中的な支援を行います。

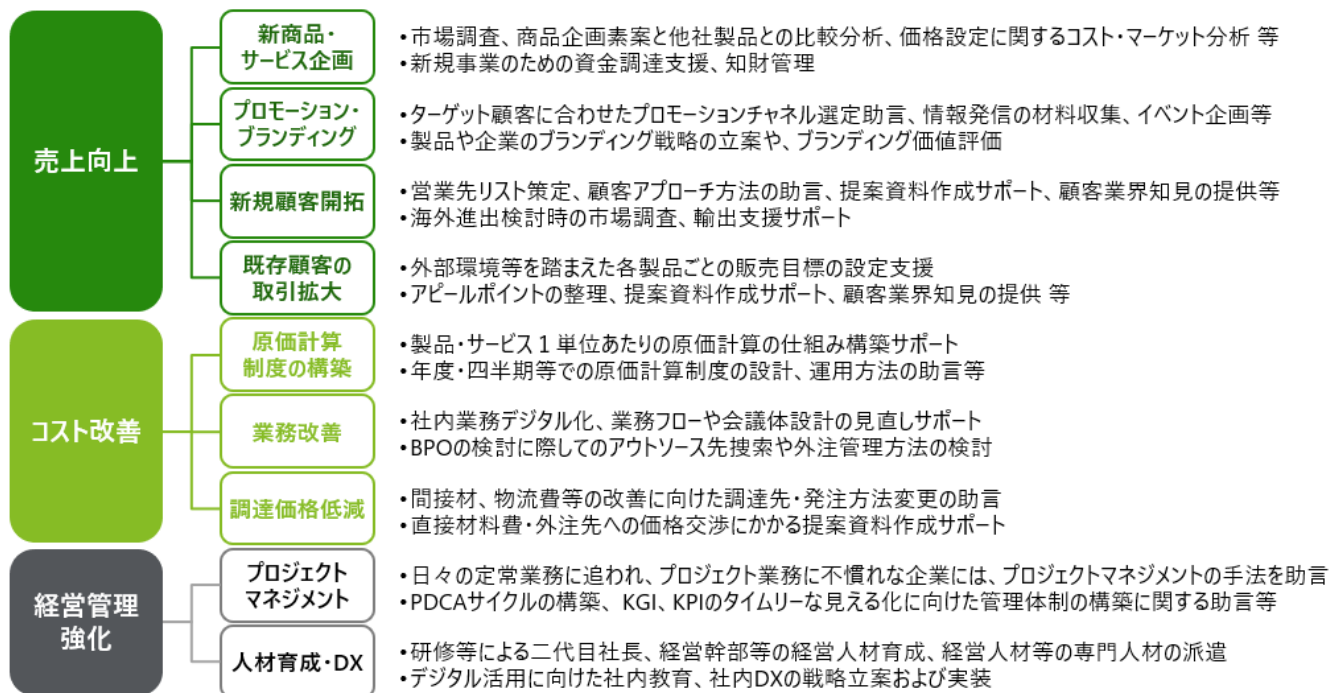
- 本事業の支援先として選定された企業（以下、「支援先企業」という。）各社に対して、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下、「支援者という。」）による伴走型のコンサルティング支援を行います。
- コンサルティング支援では、企業の成長のために解決が必要な課題を洗い出し、成長を実現するための支援計画を策定し、この支援計画に基づき、専任のコンサルタントが課題解決に向けた施策・行動計画の推進や PDCA サイクルの構築を伴走支援します。また、年度末には支援計画の達成状況を評価・検証します。
- 課題解決に必要な場合には、仙台市の「集中支援補助金」を活用することができます。

集中支援補助金	補助額：1 社あたり上限 500 万円（補助率 3 分の 2）
	補助対象経費：建物費、機械装置・システム構築費、外注費等
	補助対象事業：集中支援における支援計画を実行する際に必要な取組（詳細は支援先企業に対し別途案内します。）
- 仙台市内外の地域中核企業の要素を持つ企業を紹介する Web サイト「SENDAI CORE COMPANY」等をはじめとした各種媒体でのプロモーション支援を行います。
- 支援先企業間及び市内外企業とのネットワーク構築支援を行います。

【支援者によるコンサルティング支援のイメージ（令和7年度）】



（参考）支援者におけるこれまでの支援例



※支援期間について

支援先企業は選定された年度を含み最長 3 年間の支援を受けることができますが、令和 8 年度以降の支援については、前年までの取組状況に関する審査（更新審査）を実施した上で、審査を通過した場合にのみ支援が継続されます。

また、各年度の支援内容等は予算の成立状況等により変更となる場合があります。予めご了承ください。

なお、以下に該当することとなった場合には、支援期間中であっても支援を終了します。

- ・ 支援により課題解決が図られ、追加の支援が不要となった場合。
- ・ 更新審査を通過できない場合。
- ・ 申請要件のいずれかに該当しなくなった場合
- ・ その他、仙台市が支援の継続を認めない合理的な理由がある場合

3 申請要件

以下の要件を全て満たす中小企業とします。

1. 地域企業^{※1}であること。
2. 申請時点の従業員（正職員）数が一定規模（概ね 30 人）以上であること。
3. 最新期の付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）が概ね 1 億円以上であること。
4. 最新期において、債務超過でないこと（債務超過である場合には、早期に解消が見込まれること）。
5. 申請時点において税の未納がないこと。
6. 次に掲げる業種又は企業でないこと。
 - ・ 仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 3 号に規定する暴力団員等に該当する又は密接な関係を有する企業
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業及びこれらに類似する業種
 - ・ 各種法令等に違反している企業
 - ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業
 - ・ 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業
 - ・ その他これらに準ずる業種又は企業
7. 仙台市の地域中核企業として成長する意欲を有していること。
8. 本事業で策定する支援計画の実行に必要なプロジェクト推進体制を構築すること。
9. 支援計画に基づくプロジェクトの進捗を仙台市や支援者に正しく報告し、進捗が思わしくない場合には、その原因を整理し、仙台市や支援者と協議し対策を行うこと。
10. 本事業による支援先として選定された場合には、支援先企業として企業名や取組内容が公表されることを了承し、仙台市が実施するプロモーション活動やイベント、ヒアリング、アンケート等に協力すること。
11. 支援期間中に 100 億宣言^{※2}を実施又は目指すこと。なお、売上高が 100 億円に達している場合はこ

の限りではない。

※1 地域企業について

次に掲げるいずれにも該当する者をいう。

ア 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第3条第2項に規定する特例有限会社であること。または資本金の額又は出資の総額が10億円未満(資本金の額又は出資の総額が定められていない場合にあつては、常時使用する従業員数が2000人以下)であること

イ 登記されている本店の所在地が本市の区域内であること

ウ 資本金の額又は出資の総額が10億円以上(資本金の額又は出資の総額が定められていない場合にあつては、常時使用する従業員数が2000人超)の法人(中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)第1条に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合を除き、以下「大企業」という。)との関係において、次に掲げる会社のいずれにも該当しないこと

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している会社
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している会社
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている会社
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③のいずれかに該当する会社が所有している会社
- ⑤ ①～③に該当する会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている会社

※2 100億宣言について

「100億宣言」とは、中小企業庁が実施する政策で、売上高10億円～100億円未満の中小企業が対象とされています。これは、中小企業の皆様が飛躍的成長を遂げるために、自ら、「売上高100億円」という野心的な目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを宣言するものです。詳細は下記の中小企業庁HPをご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/100oku/index.html>

4 申請方法

(1) 募集期間

令和7年4月14日（月）～令和7年5月30日（金）17時必着

(2) 申請書類

1. 申請書（様式第1号）
2. 申請者概要（様式第2号）
3. 企業パンフレット
4. 事業概要（様式第3号）
5. 申請日までに確定している直近3期分の以下の書類
 - ・ ※設立から3年未満の場合は対象外となります。
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 損益計算書
 - ・ 売上原価、販管費及び一般管理費の明細書
 - ・ 確定申告書類の「法人事業概況説明書」の写し
6. 履歴事項全部証明書の写し（発行から3ヶ月以内）
7. 仙台市税の滞納がないことの証明書の写し（発行から3ヶ月以内）
8. 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（発行から3ヶ月以内）
9. その他仙台市長が特に必要と認めた書類

(3) 申請書の提出

不備・不足のないことを確認の上、締め切り日時までに以下の提出先宛てにデータでご提出ください。郵送での提出は受け付けません。

【提出先】※メールによる提出のみ

仙台市経済局産業政策部 中小企業支援課

メールアドレス：kei008040@city.sendai.jp

【留意点】

- ・ メールのタイトルは「集中支援事業に係る申請書類の提出について」としてください。
- ・ データのサイズが20MBを超える場合には受信できない場合がありますので、データファイルを圧縮又は分割するなどしてご提出ください。
- ・ 申請後3営業日以内にメール受領の返信がない場合には、お手数ですが担当課までご連絡ください。（担当課：仙台市中小企業支援課 電話番号 022-214-7338）

5 選考について

(1) 選考の流れ

① 一次審査（申請多数の場合） 6月上旬予定

申請多数の場合には、一次審査を行います。一次審査は申請書類による書面審査とし、支援者との協議により仙台市が通過者を選定します。

② 二次審査 6月中旬予定

申請書類及び支援者によるヒアリング等を踏まえた二次審査を行います。支援者及び外部有識者との協議により仙台市が支援先企業を選定します。

③ 支援先企業の決定 6月下旬予定

5社を上限として支援先企業を決定します。決定後には速やかに支援者による支援を開始します。（決定後、支援開始に係るセレモニーイベント等を開催する予定です。）

(2) 審査基準

① 事業基盤（20点）

- ・ 事業内容に競争優位性や独自性等の強みを確立しているか。
- ・ 安定的な事業継続を担保できる財務状況や収益性等を有しているか。

② 成長意欲・成長可能性（20点）

- ・ 地域中核企業としての成長意欲を有しており、それを実現するために必要な組織体制を整備できているか。
- ・ 市場や競合の特徴を考慮した上で、事業の方向性や今後の展望等が適切に設定されているか。また、地域に好影響をもたらす成長可能性を有しているか。

③ 経済的インパクト（20点）

- ・ 外貨獲得や域内取引・雇用の増加、賃金引上げ等の実現により、仙台市への高い経済波及効果が見込まれるか。

④ 社会的インパクト（20点）

- ・ 将来のビジョンが仙台市の魅力・都市活力向上につながるものか。
- ・ 地域・社会課題の解決や多様な働き方の推進等の社会的インパクト効果のある取組を一つ以上実施できているか。また、今後、社会的インパクト効果のある取組の拡大を検討しているか。

⑤ 本事業への理解度（20点）

- ・ 経営者が主体となって、本事業による支援等を積極的に受け、自社の成長に向けた課題解決に取り組むことができるか。
- ・ 本事業の支援を受けられる必要な人材を配備しているか。

(3) 最低基準点

100点満点中60点以上の評価を得た申請者の中から、最大5社を支援先企業として選定します。

6 その他の注意点

1. 本事業を通してご提供いただいた情報は本事業の推進のために利用するものとし、仙台市、支援者及び審査に関与する外部有識者に提供します。
2. 本事業や本市経済施策に関する調査へのご協力を依頼する場合があります。また、本市の他の支援施策等についてご案内をする場合があります。
3. 本事業は「令和7年度仙台市地域中核企業プレゼンス向上支援事業」（以下、「プレゼンス向上支援事業」と言う。）と連携して実施するものであり、プレゼンス向上支援事業での支援に活用するために、当該事業の受託者（株式会社ユーメディア）への情報提供を行う場合があります。
4. 支援先企業は、支援者によるコンサルティング支援を積極的に受け、支援計画の策定や支援計画に基づく課題解決に誠意を持って取り組んでください。進捗状況等は仙台市や支援者に正しく報告し、進捗が思わしくない場合には、その原因を整理のうえ、仙台市や支援者と協議し対策を行ってください。
5. 本事業及びプレゼンス向上支援事業で実施するプロモーション活動やイベントには原則参加してください。
6. 令和8年度以降の支援継続を判断するための更新審査を毎年度末に実施する予定です。本市や支援者が進捗状況を伺うことがありますので、必ずご対応ください。
7. 「2 支援内容」の「※支援期間について」に記載のとおり、本事業による支援期間は最長3年間となりますが、令和8年度以降は仙台市議会において本事業に関する予算の議決を受けることが前提となります。予算の議決を得られない場合は、支援途中であっても事業が終了となることを予めご了承ください。
8. 仙台市及び支援者は支援先企業の課題解決や目標達成を保証するものではなく、本事業における結果については一切の責任を負わないものとします。また、本事業において、支援先企業にいかなる損害が発生したとしても、仙台市及び支援者は支援先企業に一切の責任を負わないものとします。

【問合せ先】

仙台市経済局産業政策部 中小企業支援課

電話番号：022-214-7338

Eメール：kei008040@city.sendai.jp